

(別紙)

令和4年度福祉サービス第三者評価業務委託仕様書

- 1 件 名：令和4年度福祉サービス第三者評価業務委託
- 2 委託期間：契約締結の日から令和5年1月31日まで。
- 3 業務の目的
那覇市立こども園における福祉サービスの第三者評価を受審し、福祉サービスの質について評価・公表を受け質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの提供に資することを目的とする。
- 4 履行施設 ○那覇市立真和志こども園
○那覇市立壺屋こども園
- 5 委託業務の実施体制
 - (1) 本事業の実施に当たり、担当職員を配置し、評価調査の実施に当たっては、沖縄県福祉サービス第三者評価事業実施要綱に基づいて実施すること。
 - (2) 評価調査者については、県が定めた資格基準を満たし、評価調査者養成研修又は評価調査者継続研修を修了した評価調査者を配置すること。
- 6 委託業務の内容
 - (1) 保育施設の福祉サービスの第三者評価の実施。
 - ①評価期間：契約日以降から令和4年12月31日まで。
 - ②評価対象園： 那覇市立真和志こども園（那覇市寄宮3-1-1）
那覇市壺屋こども園（那覇市牧志3-14-12）
 - ③評価基準に関しては、沖縄県福祉サービス第三者評価事業共通評価基準・内容評価基準（認定こども園版）を用いる。
 - (2) 評価対象園への評価基準及び評価手法等の事前説明会の実施。
 - ①事前説明会の日程・場所の調整を行うこと。
 - (3) 評価対象園への書面調査及び、利用者調査の実施。
 - (4) 訪問調査の実施。
 - ①訪問調査の日程調整
 - (5) 評価結果の取りまとめ並びに報告書の作成及び説明
 - ①評価結果を取りまとめ、評価対象園並びに那覇市こども教育保育課へ報告書を提出すること。
 - ②評価結果に関しては、対象園及びこども教育保育課へは説明を行うこと。
 - (6) その他、評価実施に必要な業務
- 7 対象経費
報酬、交通費、その他必要な費用
- 8 本事業における労務管理
法令等に従い、本事業の委託の業務に従事する者の労務管理を行うこと。
- 9 法令遵守
本業務の執行にあたり、適正な労働環境の確保のため、労働基準法その他の法令規則を遵守すること。
- 10 雑則
この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。